

事 務 連 絡

平成 16 年 4 月 26 日

(社) 日本病院会 事務局長 様

厚生労働省医政局指導課

個人情報の情報管理の徹底について

近時、個人情報の大量漏洩事案が多数発生し、IT社会の健全な発展にとって憂慮すべき問題となってきたことを踏まえ、標記のことについて、別添の通りIT関係省庁連絡会議幹事会申し合わせがなされたところです。

ついては、患者の個人情報保護の重要性にかんがみ、個人情報保護に関する法令及び別添申し合わせの趣旨等を踏まえ、下記の通り個人情報の適切な管理を図るとともに、貴管下関係団体等に対しても周知いただきますようお願いいたします。

記

1 医療従事者の守秘義務や「診療情報の提供等に関する指針」(平成15年9月12日 医政発第0912001号)、更に、近時の事案を踏まえ、保有する個人情報へのアクセス管理の徹底、個人情報の情報管理体制の整備、内部関係者による個人情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化を行うなど、個人情報の情報管理を徹底すること。

2 個人情報の漏洩の事実を把握した場合には、直ちに厚生労働省に報告いただきたいこと。

担当 企画法令係 山下・石原  
TEL 03-5253-1111  
(内線2548)  
FAX 03-3503-8562

別添

民間の保有する個人情報の情報管理の徹底について

平成16年3月12日  
IT関係省庁連絡会議幹事会申し合わせ

近時、民間の保有する個人情報の大量漏洩事案が多数発生しているところである。このような事案の増大はIT社会の健全な発展にとって、憂慮すべき問題になってきている。

このような状況に鑑み、政府としては、IT社会の実現に向けて、これまで以上に国民の信頼を得ることが必要であるという認識の下、民間の保有する個人情報の情報管理を徹底するため、下記の対策を講ずることとする。

記

1. 関係省庁は、所管の業界等に対して、個人情報の情報管理の徹底を、改めて要請すること。  
特に、近時の事案を踏まえ、保有する個人情報へのアクセス管理の徹底、個人情報の情報管理体制の整備、企業の内部関係者による個人情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化などを行うよう要請すること。
2. 関係省庁は、民間の保有する個人情報の漏洩事案の再発防止のため、所管の業界等に関する個人情報保護ガイドライン等について、必要に応じて、その策定・見直しを検討し、または関係者に対して策定・見直しの検討を要請するなど、常に十分な個人情報の情報管理の徹底を図ること。
3. 関係省庁は、所管の業界等に対して、個人情報の漏洩の事実を把握した場合には直ちに所管省庁に報告するよう要請するとともに、その周知徹底を図ること。